

# 島原市テニス協会規約

- 第1条 本会は島原市テニス協会と称し事務局を置く。
- 第2条 本協会は島原市体育協会及び長崎県テニス協会並びに日本テニス協会に所属する。
- 第3条 本協会の会員は本協会に登録した会員をもって組織する。
- 第4条 会員は本協会に名簿を提出し登録しなければならない。
- 第5条 本協会はテニスによって健康を増進し、社会的教養を高め、明るく健康的な国民生活を営むことをもって目的とする
- 第6条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. テニスの振興普及並びに指導。
  2. テニス競技大会及び講習会の開催並びにテニスに関する行事の幹施。
  3. テニス施設の普及。
  4. 他競技団体との連絡協調。
  5. その他、本協会の目的達成に必要な事項。
- 第7条 本協会に次の役員を置く。  
会長1名 副会長1名 理事若干名 事務局長1名 会計1名 監事2名
- 第8条 役員任期は1年とする。但し再任は差し支えない。
- 第9条 本協会の役員は次の方法により選出する。
1. 役員は総会において選出する。
  2. 役員は登録された各クラブから最低2名とする。
- 第10条 本協会の役員は次のとおりとする。
1. 会長は本協会を代表し会務を処理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。
  3. 事務局長は協会の事務全般を処理する。
  4. 会計は協会の金銭の出納に当たる。
  5. 理事は本協会の運営に当たる。
  6. 監事は会計の監査を行い総会に報告する。
- 第11条 会長は役員会を収集し、次の事項を付議せねばならない。
1. 規約改正に関する事項。
  2. 役員選出に関する事項。
  3. 予算、決算に関する事項。
  4. 行事の運営並びに執行に関する事項。
- 第12条 役員会は役員をもって構成し、役員半数以上の出席をもって成立するものとし、出席役員半数以上の賛成により決議する。
- 第13条 総会は役員をもって構成し、定期総会は毎年1回開催するものとし、次の事項を付議する。
1. 前年度の事業報告及び決算。
  2. 当該年度の事業計画及び予算。
  3. 役員選出
  4. その他必要事項。
- 第14条 総会は役員半数以上の出席をもって成立するものとし、議事は出席役員半数以上をもって決する。可否同数の時は再度協議の上決する。
- 第15条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第16条 本協会の経費は会費並びに催事収入、寄付金、補助金をもってあてる。
- 第17条 本協会の会費は1人当たり年額1,000円とする。
- 第18条 会員に不幸が生じた時は、本協会より金10,000円程度の弔慰金又は供物を贈るものとする。

## 附則

- 平成5年6月18日施行  
平成7年5月 日改正  
平成13年5月23日改正  
平成14年5月22日改正  
平成19年4月18日改正  
平成28年5月9日改正